

別紙

諮問第1104号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日、〇〇警察署は申請人を保護したところ、取扱に関して、次の文書の開示を求める。『1 保護について、関係機関（裁判所含む）に通知した記録』『2 保護の取扱いについて、再現、検証した全ての記録』の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監（以下「実施機関」という。）が令和5年7月12日付けで行った別表に掲げる本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月29日に実施機関から理由説明書を収受し、同日（第198回第三部会）から同年4月20日（第200回第三部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 保護等の取扱いについて

実施機関における保護の取扱いについては、警視庁保護取扱規程（昭和34年3月16日訓令甲第6号。以下「保護規程」という。）及び警視庁でい酔者及びめいてい者保護取扱要綱（昭和45年3月2日通達甲（ら．執．保）第1号。以下、保護規程と併せて「保護規程等」という。）により、保護を適正に行うために必要な事項が定められている。

また、保護規程20条は、警察署長は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）3条5項及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）3条4項の規定により、毎週、警察で保護した要保護者の保護状況を、「保護通知書」によって所轄簡易裁判所に通知しなければならない旨を定めている。

イ 本件部分開示決定の妥当性について

（ア）本件不開示情報について

本件不開示情報は、別表に掲げる本件対象保有個人情報1に含まれる警察職員の印影並びに本件対象保有個人情報2に含まれる警察職員の氏名及び容姿である。

審査請求人は不開示とした警察職員の中に管理職がいること、また、審査請求人に対して警察手帳を呈示し、階級及び氏名を示しているため、法78条1項2号ただし書イにより、開示されるべきである等と主張している。

これに対し、実施機関は、審査請求人が指摘する職員は、課長代理であり管理職ではないこと、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしておらず、審査請求人が警察手帳の呈示を受け、個別に当該警察職員の氏名を知り得ることができたとしても、慣行として氏名が公表されている管理職ではないことから、法78条1項2号ただし書イに該当しない旨説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法78条1項2号本文に該当する。次に、審査請求人が指摘する職員は、警察署の課長代理の職にある者であって、課長以上の管理職ではないことが確認された。また、警察

手帳の呈示については、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）5条に、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳を呈示しなければならない旨が規定され、「警察官であることを示す必要があるとき」とは、職務の執行に当たり、相手方から身分証の呈示を求められたとき、又はあらかじめ相手方に警察官であることを知らしめる必要があるときをいう（警視庁警察手帳規程の運用について（平成14年9月18日通達甲（総.装.装1）第7号））であり、全ての場合に警察官氏名の開示を義務付けたものとは認められない。加えて、保護規程等を確認したところ、保護の取扱いをした警察職員の氏名を被保護者等の関係者に告知することを義務付けた規定も見当たらなかった。

したがって、審査請求人が、個別に警察手帳の呈示を受け、当該警察職員の氏名を知り得ることがあったとしても、法令等又は慣行に基づいて知り得た情報とはいえないことから、本件不開示情報は、法78条1項2号ただし書イに該当するものではなく、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、法78条1項2号に該当し、同項5号の該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

#### (イ) 本件不開示情報に係る理由付記について

審査請求人は、本件不開示情報の理由付記について、単に不開示の根拠を示すだけでは不十分であり、法78条1項5号の「相当な理由」が述べられておらず、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項に違反する旨を主張する。

これに対し、実施機関は、本件不開示情報については、本件部分開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」に、不開示部分、根拠規定及び不開示理由が明記されていることから、理由付記は適当であると説明する。

審査会が見分したところ、本件部分開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には、不開示部分を「警察職員の氏名及び印影（管理職を除く。）並びに容姿」とし、根拠規定及びその理由を「個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号 開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。」及び「個人情報の保護に関する法律第78条1項5号 開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を

及ぼすおそれがあると認められるため。」と記載されており、本件部分開示決定通知書には不開示部分が明記されるとともに、根拠規定及び不開示理由について、法 78 条 1 項 2 号及び 5 号であること並びに不開示とする理由が記載されていることが認められる。また、本件対象保有個人情報 1 及び 2 を見分したところ、警察職員の所属及び階級並びに保護の状況の再現写真には容貌を除いた警察職員の姿が開示されており、本件部分開示決定通知書に記載された根拠規定及びその理由がその記載内容や本件対象保有個人情報 1 及び 2 の開示された内容等から客観的に理解できるものとなっている。以上のことから、理由付記について行政手続法 8 条 1 項本文に違反するものとは認められない。

加えて、法 78 条 1 項 5 号の地方公共団体の機関（実施機関）が認めることにつき相当の理由がある情報とは、実施機関の裁量を尊重する趣旨を示しているものと解され、「相当の理由」について、不開示理由に記載することを義務付けているものとは認められない。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表 本件部分開示決定

	本件対象保有個人情報	本件不開示情報	根拠規定
1	「保護通知書（令和○年○月○日付け（○○．地総）第○号）のうち開示請求者に係る部分」に記録されている情報	警察職員の氏名及び印影（管理職を除く。）並びに容姿	
2	「令和○年○月○日地域第○係の保護（苦情事案）の再現実施について」に記録されている情報		法78条1項2号 法78条1項5号